諫早市立森山中学校部活動に関わる運営規定（令和８年度）

１　通常練習

（１）練習

① 月～金曜日（平日）の活動時間は長くとも２時間程度とし、完全下校時刻を厳守すること。

（２）夏季休業日（平日）

① 活動時間は、熱中症等の危険性を考慮し２時間程度とすること。ただし、熱中症等の危険性が高い気象状況下では、練習内容・練習時間及び中止を適切に判断すること。

② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。

③ 原則、学校閉庁日を含む学校閉庁期間は部活動を休止とすること。

（３）冬季休業日、春季休業日（平日）

① 活動時間は、３時間程度とすること。

② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。

③ 帰宅時の危機管理に鑑み、日没を考慮して終了時刻を設定すること。

２　休養日について

（１）週当たり１日以上の休養日を設けること。

（２）地域クラブ活動と連携し、スポーツ庁が示すガイドラインに沿った休養日を設定する。

３　その他

指導者の暴力等への対応は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する長崎県中学校体育連盟の対応」に基づく。